

議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 25 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 26 年 4 月 24 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

平成26年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成25年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,520,456千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 135	千円 622	千円 757
	1 財産運用収入	135	622	757
歳 入 合 計		8,519,834	622	8,520,456

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 202,687	千円 622	千円 203,309
	1 基金積立金	202,687	622	203,309
歳 出 合 計		8,519,834	622	8,520,456